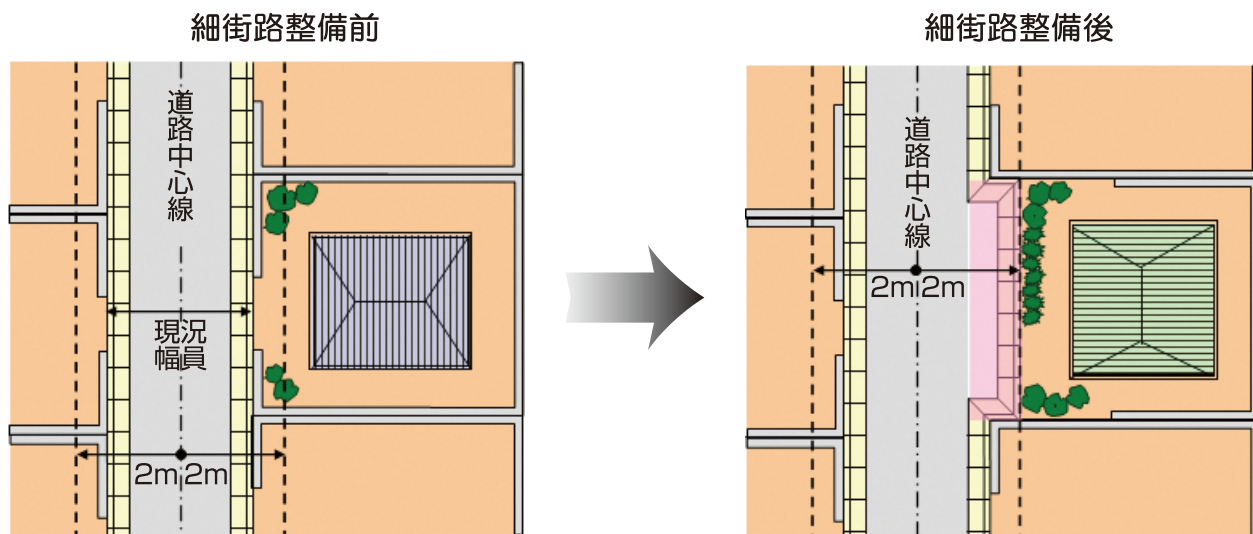


3 細街路整備について

(整備例)



原則、足立区が道路後退線の位置にL形側溝を設置します。

※建築確認申請を行う日までに細街路協議を完了させてください。

4 細街路整備が行えない場合

次のいずれかに該当するときは、細街路の整備が行えず、**助成金等もお支払いできません。**

- (1) 公道で「隣地境界確認書」及び「境界確認書」が提出できないとき
- (2) 土地の所有権を有する全員の「整備承諾書」及び「印鑑登録証明書」などが提出されないとき
- (3) 拡幅整備部分にブロック塀、宅柵、水道メーターなど、個人の所有物が存置されているとき
- (4) 土壌汚染のおそれがあるとき
- (5) 原則、後退距離が10cm未満、または、間口が2m未満の工事のとき（詳細は要相談）
- (6) 足立区宅地開発事業調整条例第3条の宅地開発事業もしくは足立区環境整備基準第3条第1項2号から7号までに該当する事業で、当該基準に基づく手続き等が完了していないとき
- (7) その他、道路管理引継ぎ上、支障があると判断されるとき

5 細街路整備が自主整備となる場合

次のいずれかに該当するときは、自主整備となります。また、助成金等も対象外となります。

- (1) 事業区域面積が300㎡以上の宅地開発事業（主として住宅の供給を目的とする土地の分割、または区画形質の変更）を行う方 ※形質の変更とは農地を宅地に転用する場合等
- (2) 地上階数3以上かつ住戸数15戸以上の集合住宅建設事業を行う方
- (3) 店舗面積が500㎡を超える大規模店舗建設事業を行う方
- (4) 細街路整備を行う土地について、建築計画の内容又は所有権の境界等に係る紛争が生じている場合
- (5) 建築基準法第43条第2項各号の許可等を受けて行う事業（建築基準法定外道路）

6 助成事業の対象範囲（詳細は、「足立区細街路整備事業の手引き」をご覧ください）

●助成金

- (1) 拡幅部分の測量、分筆登記、非課税申告などに要する費用
- (2) 拡幅部分にある水道管及びガス管の切り回し工事に要する費用
- (3) 電柱、街路灯の移設に要する費用（自主整備を除く）
- (4) 新築・建替等を行わない、拡幅部分にある門・塀などの除却工事に要する費用
- (5) 新築・建替等を行わない、拡幅部分にある樹木の移植工事に要する費用
- (6) その他整備に必要な工事に要する費用

●奨励金

- (7) 隅切り整備奨励金（東京都建築安全条例及び告示建築線などの隅切りが対象。位置指定道路の隅切りは対象外）
- (8) 壁面線後退整備奨励金（千住一、二丁目内の指定区域）
- (9) 地区施設等後退整備奨励金
- (10) 建築基準法定外道路整備奨励金

7 助成の対象外となる項目

●助成金・奨励金の交付対象外

- (1) 細街路整備工事を行わず、空間確保にとどめる方
- (2) 事業区域面積が300㎡以上の宅地開発事業（主として住宅の供給を目的とする土地の分割、または区画形質の変更）を行う方
- (3) 地上階数3以上かつ住戸数15戸以上の集合住宅建設事業を行う方
- (4) 足立区環境整備基準第3条第1項第1号に該当する事業を行う方

●助成金の交付対象外

- (5) 宅地建物取引業法に規定する宅地建物取引業を営む方が、その業の目的のために建築物を建築する場合など（ただし、区整備で電柱、街路灯の移設は対象）
- (6) 足立区宅地開発事業調整条例第3条の宅地開発事業に該当する事業で、当該条例に基づく事業計画書を届出していない方
- (7) 足立区環境整備基準第3条第1項第2号から第7号に該当する事業を行う方

●助成金の一部が交付対象外

- 私道の分筆登記費用
- 新築・建替等を行う際の門・塀などの除却工事費用など

【足立区環境整備基準第3条第1項各号】

- (1) 大規模店舗建設事業で、店舗面積が500㎡を超える事業
 - (2) 商店街に建設する建築物で、延べ面積が300㎡以上となる事業※
 - (3) 敷地面積が1,000㎡以上で建築確認の必要となる事業※
 - (4) 第二種中高層住居専用地域・第一種住居地域・第二種住居地域内に建設する倉庫で、延べ面積が500㎡以上となる事業※
 - (5) 公共的建築物（病院、学校、幼稚園、斎場、児童福祉施設等の公共性の高い施設）で、敷地面積又は延べ面積が500㎡以上となる事業
 - (6) 墓地事業で敷地面積が500㎡以上となる事業
 - (7) 自動車車庫事業で、建築基準法第2条第1項第1号に規定する建築物に該当しない工作物を単独で設置する事業
- ※「足立区集合住宅の建築及び管理に関する条例」の対象となる事業は除く